つ 今回 41 いて紹介します。プ回は江戸時代か から 現代に 至る 陵 墓 制 札 0 形 状 0) 変 遷

まずは江戸時代の陵墓制札についまずは江戸時代の陵墓制札についます。いずれも五角形の木板を一本柱で支える駒形制札です。陵墓の景観で支える駒形制札です。陵墓の景観が大きく改変された、いわゆる文久が大きく改変された、いわゆる文名を、おした、いくつかの絵図に墳丘や周辺によずは江戸時代の陵墓制札についます。

じ管轄であれば同じ形状になるはずですので、制札の形状が異なるということは奈良県が堺県に編入される前の設置であったことを物語っています。その後、一八八八(明治二一)年頃にイギリスから大阪造幣寮に招聘した冶金技術者であるウィリアム・ガウランドが調査した際の写真に招聘したでは奈良県のみが制札屋形が、一箇所のた墓とが区別されることなどが葬られた陵と皇子や皇女などが葬られた陵と皇子や皇女などが葬られた陵と皇子や皇女などが葬られた陵と皇子や皇女などが葬られた陵と皇子や皇女などが葬られたであるとともに、地域によっても導入の時期が様々であったことなどがあるとともに、地域によってもずら、一八九五(明治二八)年に統

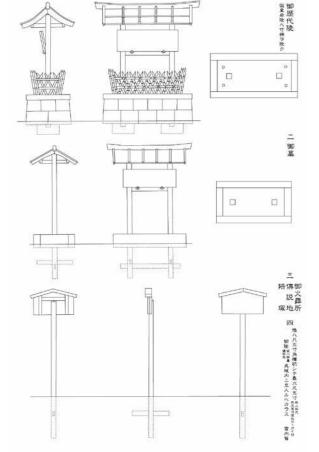
一化が図られました。それが「各御 を墓御火葬所等制札三様ニ定ム」と で、 は竹柵が設けられています。一方、 は竹柵が設けられています。一方、 は竹柵が設けられています。一方、 は竹柵が設けられています。一方、 は大石積となっており、基礎が一段 墓は屋根が一段葺きで、基礎が一段 な区分が行われました。陵と墓が な区分が行われました。 な区分が行われました。 な区分が行われました。 をと墓で明確 な区分が行われました。 な区分が行われました。 をと墓が ないます。一方、 をと墓で明確 ないます。一段 ないます。一方、 をと墓が ないます。一方、 をと墓で明確 ないます。 のみ加 ないます。 のみ加 ないます。 のみ加 ないます。 ののよれていたり、 とをあるれていませ。 とをあるれていませ。 とをがこれていませ。 とをがこれが「各御

盗難のおそれのある箇所は透明防腐し、屋根は銅板葺とする。ただし、要領』で「形質は現状をもつて維持四三)年に『陵墓の営繕方針及実施四三)年に『陵墓の営繕方針及実施

金装の板葺とする。」と定められた。ここでいう「現状」とは前た。ここでいう「現状」とは前れては、一八九五年に定められて規を踏襲して形状が定められて規を踏襲して形状が定められてが、明治時代には簡易な駒形制札屋形が限定的な地域です。 でれたいる内でいるのである。

江戸時代には簡易な駒形制札でしたが、明治時代になるとより荘厳なれ、それが最終的に全国統一の形状れ、それが最終的に全国統一の形状として採用されて現在に至ります。 として採用されて現在に至ります。 どの陵墓を訪れても必ず鳥居や陵(墓)名石標、燈籠などがあります。どの陵墓を訪れても必ず鳥居や陵(墓)名石標、燈籠などがあります。 という はいかがでしょうかい こだけ には簡易な駒形制札でしたが、明治時代には簡易な駒形制札でしたが、明治時代には簡易な駒形制札でしたが、明治時代には簡易な駒形制札でしたが、明治時代には簡易な駒形制札でしたが、明治時代には簡易な駒形制札でしたが、明治時代には簡易な駒形制札でしたが、明治時代には簡易な駒形制札でしょう。

【明日香村教育委員会文化財課



明治28年に定められた制札の形状